

令和6年度熱海市育英事業奨学金
「頑張る学生の進学応援奨学金」募集要項

1 出願資格 (1)～(4)すべての条件を満たす者のうち、(A)又は(B)の基準に該当する者。

- (1) 申請者の保護者が熱海市内に住所を有する者であること。
- (2) 高等学校、高等専門学校又は大学（これらに準ずるものとして市長が認める教育施設を含む。）に在学又は進学を希望している学生生徒であること。
- (3) 経済的理由により修学困難な者であること。
- (4) 提出する成績証明書等の全教科の評定平均が進学先が高校級（高等専門学校3年生以下含む）で原則3.0以上、大学級（高等専門学校4年生以上含む）で原則3.3以上であること。（ただしこれに満たない場合でも推薦調書等により総合的に判断し勉学意欲があり優良な人物と認められれば貸与する）

(A) 令和4年中(R4.1～R4.12)の父母（又は家計支持者）の所得合計が基準所得額（※）以下であること。

※ 基準所得額

扶養する子どもの人数	所得額（父母の所得合計）
1人	300万円
2人	400万円
3人	500万円
4人	600万円

給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比較してください。
 確定申告をした方は申告書の「所得金額（合計）」と比較してください。
 課税証明書を取得した方は、合計所得金額と比較してください。

※所得が基準を超える場合でも、世帯内に要介護者（要介護3以上）・障がい者（2級以上）・6ヶ月以上の長期療養により医療費が高額となる者がいる場合、所得から100万円を差し引き基準所得額以下であれば出願可能。

※要介護者は介護保険被保険者証の写し、障がい者は身体障害者手帳の写し、長期療養者は直近の病院の領収書のコピー（6ヵ月分程度）を提出。

(B) 父母の失業・給与減額等による家計急変者で、令和5年中(R5.1～R5.12)の見込所得が(A)と同条件であること。

※給与明細書の写し又は給与支払者による証明書等により年間所得を算出する。

失業の場合は失業日前に支給された給与を合算し年間所得を算出する。

(A) 又は (B) の基準を満たしていない場合でも、これに準じた状態と認定できる場合がありますので、学校教育課までご相談ください。

2 出願期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで

3 提出先

熱海市中央町1番1号 熱海市役所 第3庁舎1階

熱海市教育委員会 学校教育課総務管理室

TEL: 0557-86-6565

※提出は、本人又は保護者が直接窓口に出願してください。

4 奨学金の貸与月額・貸与期間等

【月額奨学金・入学一時金の額】

区分	月額奨学金	※入学一時金
高等学校等	9,000円以内	15万円以内
高等専門学校	1万9,000円以内	15万円以内
大学（短大、大学院を含む）及び専修学校の専門課程	4万4,000円以内	50万円以内

※入学一時金のみの貸与は不可

【貸与期間】

貸与期間は、その学校の正規の修業期間とする。ただし在学途中で貸与を受けたものは貸与を受けたときから修了または卒業までの学校の正規の期間とする。他の奨学金との併用可能。

5 提出書類 様式は熱海市ホームページ又は学校教育課・各支所の窓口で取得できます。
熱海市HPトップページ→「子育て・教育」→「手当・助成」→「熱海市育英事業奨学金」

提出書類	書類取得場所	備考
奨学金貸与申請書(様式第1号)	学校教育課・各支所・ホームページ	学校長の印を押印
奨学生推薦調書(様式第2号)	学校教育課・各支所・ホームページ	学校が記入し学校長の印を押印
健康診断書	学校教育課・各支所・ホームページ	様式に学校が証明
成績証明書	在学校・出身校	学校所定のもの。調査書でも可。
住民票の写又は同意書	市役所市民生活課・各支所 同意書は学校教育課・ホームページ	※熱海市に住民票のある方は同意書に簡略できます。
令和5年度市県民税課税証明書	市役所税務課・各支所	父・母・保証人分 父母がいない場合は代わって家計を支えている人
令和5年分の給与明細書又は給与支払者による証明書等	勤務先	出願資格【B】に該当する場合のみ上記課税証明書と合わせて提出
市税の未納がない証明書	市役所税務課・各支所	連帯保証人分(保護者と保証人) 税目:市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税

6 奨学生の採否の決定

- (1) 提出書類により、奨学生としての資格を十分調査し、熱海市奨学選考委員会にはかり採否を決定する。
- (2) 採否の内定通知は2月下旬に通知し、決定通知は令和6年3月25日(月)までに通知する。
- (3) 奨学生に選任された者は、決定通知を受けた日から10日以内に奨学金借用証書を教育委員会に提出する。

7 送金(貸与月)

送金日は下記のとおりとし、奨学生は学校経由で受取った送金仕訳書に受領印を押印し、教育委員会に提出する。

- 一学期分(4~8月分及び入学一時金) 4月25日
- 二学期分(9月~12月分) 9月25日
- 三学期分(1~3月分) 1月25日(金融機関が休業日の場合は翌営業日に送金)

※入学一時金が入学前に準備金として必要な方は、手続きにより事前に受け取ることもできますので、あらかじめご相談ください。

8 奨学金の返還

返還期間	5年以内(一時金貸与者は8年まで延長可能)
返還開始	卒業後1年据置期間後から開始
返還方法	市が郵送する納入通知書にて指定金融機関窓口で返還 年賦・・・年1回毎年3月に返還(3月25日納入期限) 半年賦・・・年2回毎年8月と3月に返還(8月25日と3月25日納入期限) (年賦・半年賦での支払が難しい場合、ご相談により月賦なども可能)
延滞金	返還を延滞したときは、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合の延滞利子を徴収する(上限年7.3%)
その他	貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人にも返還を求める

9 返還金の猶予

- (1) 病気その他特別の理由のため返還が困難な者には、一定期間その返還を猶予する。
- (2) 貸与された者がさらに上級の学校に進学する場合は、その在学期間返還を猶予する。

10 返還金の免除(免除申請書の提出が必要)

奨学金の貸与を受けた者が卒業後1年以内(特別の事情がある場合は、2年以内)に熱海市に住所を有し、5年を経過したときは、返還金の2分の1に相当する額の返還を免除する。

11 奨学金の停止

- (1) 死亡したとき。
- (2) 病気などのため修学の見込みがないとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認めたとき。